

七〇、九四九	八二、三二〇
二二三、八七五	二二三、〇〇九
二四、一一九	二二、四九九
四二四、九三一	四四八、五五三
一〇、九八一	一一、四八一
五八一、八一五	六〇七、八五一
四七、一四五	五一、三七二
二、三四八	二、三七一
六四、一〇一	七二、九五三
二一、一四二	二二、九五二
五六、六〇六	六〇、一〇二
一四六、八六二	一五七、七四六
一一一、三一〇	一一三、五二二

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
環境省、告示第七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十三条第二項第三号の規定に基づき、平成十一年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第十九号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣 茂木 敏充
環境大臣 石原 伸晃

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「九〇、一二三」を「九二、四三九」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「八四、八二六」を「一〇一、四三八」に改める。

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
環境省、告示第八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十六年以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき公表し、平成二十六年四月一日から適用する。

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
環境省、告示第一号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣 茂木 敏充
環境大臣 石原 伸晃

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に定める分別基準適合物（以下「無色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）

1 各年度において再商品化がされる量の見込み
平成二十六年から平成三十年までの各年度において再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（平成）	再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み （単位：千トン）
二六	一七〇
二七	一七〇
二八	一七〇
二九	一七〇
三十	一七〇

2 再商品化をするための施設の設置に関する事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されている。

3 再商品化の具体的方策に関する事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレットを得るための施設（以下「カレット化施設」という。）において、破碎、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器を始めとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項
無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

二 規則第四条第二号に定める分別基準適合物（以下「茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）

1 各年度において再商品化がされる量の見込み
平成二十六年から平成三十年までの各年度において再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度(平成)	再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み (単位:千トン)
二十六	一八〇
二十七	一八〇
二十八	一八〇
二十九	一八〇
三十	一八〇

2 再商品化をするための施設の設置に関する事項
茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されている。

3 再商品化の具体的方策に関する事項
茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレット化施設において、破碎、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器を始めとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項
茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

三 規則第四条第三号に定める分別基準適合物(以下「その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。)

1 各年度において再商品化がされる量の見込み
平成二十六年から平成三十年までの各年度において再商品化がされるその他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度(平成)	再商品化がされるその他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み (単位:千トン)
二十六	一六〇
二十七	一六〇
二十八	一六〇
二十九	一六〇
三十	一六〇

2 再商品化をするための施設の設置に関する事項
その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されている。

3 再商品化の具体的方策に関する事項
その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレット化施設において、破碎、洗浄、異物の除去その他の処理をし、カレットを得ることにより再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器を始めとするガラス製品、ガラス繊維、窯業製品、土木建築材等の原材料として利用されるほか、製品としてそのまま利用される。

年度(平成)	再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み (単位:千トン)
二十六	一五三
二十七	一五三
二十八	一五三
二十九	一五三
三十	一五三

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項
その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

四 規則第四条第四号に定める分別基準適合物(以下「紙製容器包装に係る分別基準適合物」という。)

1 各年度において再商品化がされる量の見込み
平成二十六年から平成三十年までの各年度において再商品化がされる紙製容器包装に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

2 再商品化をするための施設の設置に関する事項
紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第二から別表第四までの所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されている。

3 再商品化の具体的方策に関する事項
紙製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。
(1) 製紙原料等を得るための施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。
また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号。以下「令」という。)第一条第一号に掲げる燃料として利用される製品(以下「固形燃料又はフラフ燃料」という。)を得るための施設において、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。
(2) 古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎繊維物等を得るための施設において、異物の除去及び選別をした後、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎繊維物等の原材料として利用できる選別後の分別基準適合物については、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎繊維物等を得るための施設において、破碎、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎繊維物等を得ることにより再商品化がされる。
また、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎繊維物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮又は破碎その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。
(3) 製紙原料等を得るための施設において、異物の除去及び選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙又はパルプモールドの原材料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物のうち、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎繊維物等の原材料として利用できるものについては、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎繊維物等を得るための施設において、破碎、成形加工その他の処理をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎繊維物等を得ることにより再商品化がされる。

さらに、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕繊維物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮又は破砕その他の処理をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。その他再商品化の実施に関し重要な事項

4 紙製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

五 規則第四条第五号に定める分別基準適合物（以下「ペットボトルに係る分別基準適合物」という。）
1 各年度において再商品化がされる量の見込み
平成二十六年から平成三十年までの各年度において再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（平成）	再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量の見込み（単位：千トン）
二六	四一九
二七	四三二
二八	四四九
二九	四五〇
三十	四七一

2 再商品化をするための施設の設置に関する事項

ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第五の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されている。

3 再商品化の具体的方策に関する事項

ペットボトルに係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1) フレック又はペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕その他の処理をし、フレック又はペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

(2) ペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス（ー）ヒドロキシエチルテレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。以下同じ。）を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕、解重合、精製、重合その他の処理をし、ペットボトル等の原料となるポリエステル原料を得ることにより再商品化がされる。当該ポリエステル原料は、ペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項

ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

六 規則第四条第六号に定める分別基準適合物（以下「プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物」という。）

1 各年度において再商品化がされる量の見込み

平成二十六年から平成三十年までの各年度において再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（平成）	再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み（単位：千トン）
二六	一、三四六
二七	一、三四九
二八	一、三四九
二九	一、三四八
三十	一、三四六

2 再商品化をするための施設の設置に関する事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第六から別表第十一までの所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十五年九月三十日現在、設置されている。

3 再商品化の具体的方策に関する事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。
(1) 減容顆粒品又はインゴットを得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破砕その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることにより再商品化がされる。当該減容顆粒品及びインゴットは、ペレットを得るために利用され、当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。

(2) 減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットを得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破砕その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットを得ることにより再商品化がされる。当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。
(3) ペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品等の原材料として利用される。

(4) 高炉で用いる還元剤を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得ることにより再商品化がされる。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用される。

(5) コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ることにより再商品化がされる。当該原料炭の代替物は、コークス炉においてコークス、炭化水素油並びに水素及び一酸化炭素を主成分とするガスの原材料として利用される。

(6) 炭化水素油を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得ることにより再商品化がされる。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

(7) 水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設において、異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ることにより再商品化がされる。当該ガスは、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

(8) 令第一条第二号に掲げる燃料として利用される製品を得るための施設において、異物の除去、圧縮又は破砕その他の処理をし、当該製品を得ることにより再商品化がされる。

4 その他再商品化の実施に関し重要な事項
 プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進
 するものとする。

別表第一

所在地	施設の種類別
北海道 (六か所) 青森県 (三か所) 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 (二か所) 福島県 (二か所) 茨城県 (二か所) 群馬県 (二か所) 埼玉県 (四か所) 千葉県 (二か所) 東京都 神奈川県 (三か所) 新潟県 富山県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 (二か所) 静岡県 (二か所) 愛知県 (二か所) 三重県 (二か所) 滋賀県 大阪府 (四か所) 兵庫県 (五か所) 岡山県 山口県 徳島県 愛媛県 (二か所) 福岡県 (四か所) 長崎県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 (五か所)	カレット化施設

別表第二

所在地	施設の種類別
北海道 (八か所) 宮城県 (二か所) 埼玉県 (二か所) 千葉県 (六か所) 東京都 (三か所) 神奈川県 (三か所) 新潟県 (二か所) 富山県 (五か所) 石川県 長野県 (二か所) 岐阜県 (二か所) 愛知県 (七か所) 三重県 大阪府 (二か所) 広島県 (二か所) 山口県 (三か所) 福岡県 佐賀県 長崎県 (二か所) 熊本県 大分県 鹿児島県 (二か所)	製紙原料等を得るための施設又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕繊維物等を得るための施設

別表第三

所在地	施設の種類別
北海道 (三か所) 岩手県 宮城県 茨城県 (二か所) 埼玉県 千葉県 神奈川県 (二か所) 新潟県 (二か所) 富山県 長野県 静岡県 大阪府 広島県 熊本県 (二か所)	固形燃料を得るための施設

別表第四

三重県 山口県 大分県	フラフ燃料を得るための施設
-------------------	---------------

別表第五

北海道	古紙破砕繊維物を得るための施設
-----	-----------------

北海道 (三か所) 青森県 岩手県 宮城県 (四か所) 秋田県 山形県 福島県 (三か所) 茨城県 栃木県 (三か所) 群馬県 埼玉県 (四か所) 千葉県 (五か所) 東京都 (四か所) 神奈川県 (二か所) 新潟県 富山県 (二か所) 石川県 (二か所) 福井県 長野県 (二か所) 岐阜県 静岡県 愛知県 (二か所) 三重県 滋賀県 大阪府 (二か所) 広島県 (三か所) 福岡県 (三か所) 佐賀県 (二か所) 長崎県 熊本県 (三か所)	フレック又はペレット等のプラスチック原料を得るための施設
---	------------------------------

別表第六

宮崎県 沖縄県 (二か所) 神奈川県	ペットボトル等の原料となるポリエステル原料を得るための施設
--------------------------	-------------------------------

別表第七

北海道 (二か所) 宮城県 山形県 茨城県 東京都 新潟県 富山県 長野県 岐阜県 静岡県 広島県 佐賀県 (二か所)	減容 ^カ 顆粒品若しくはインゴットを得るための施設又は減容 ^カ 顆粒品若しくはインゴットを得ることなくペレットを得るための施設
--	---

北海道 (四か所) 青森県 宮城県 (三か所) 秋田県 (三か所) 福島県 群馬県 埼玉県 (三か所) 千葉県 (五か所) 東京都 (二か所) 神奈川県 新潟県 (三か所) 富山県 (二か所) 福井県 長野県 (三か所) 岐阜県 (三か所) 静岡県 三重県 (二か所) 滋賀県 大阪府 (二か所) 鳥取県	ペレット等のプラスチック原料を得るための施設
---	------------------------

所在地	施設の種類別
広島県 (四か所) 山口県 (二か所) 徳島県 (二か所) 高知県 福岡県 長崎県 熊本県 宮崎県	

別表第八	施設の種類別
所在地	施設の種類別
神奈川県 広島県	高炉で用いる還元剤を得るための施設

別表第九	施設の種類別
所在地	施設の種類別
北海道 千葉県 神奈川県 愛知県 福岡県 大分県	コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設

別表第十	施設の種類別
所在地	施設の種類別
千葉県 神奈川県 岡山県 山口県	水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設

別表第十一	施設の種類別
所在地	施設の種類別
茨城県 千葉県 新潟県 福井県 徳島県 香川県 愛媛県 長崎県 熊本県	令第一条第二号に掲げる燃料として利用される製品を得るための施設

○財務省告示第八号

中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第七十七条の規定に基づき、平成十年六月十九日大蔵省告示第四十九号(中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 林 芳正

第九項第二号イ中「委員会」の下に「次項において「委員会」という。」を加え、本則に次の一項を加える。

10 法第七十七条の主務大臣が指定する資金は、前各項に規定するもののほか、次に掲げる条件を満たす資金のうち、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金を除いたものとする。

一 資金の性質 漁業協同組合(水産業協同組合法第十一条第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合を除く。次号において同じ。)及び漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会を除く。次号において同じ。)が、その経営の改善を図るため、既に借り入れている借入金

の全部又は一部を緊急に借り換えるための資金として平成二十九年三月三十一日までに借り入れる資金

次に掲げる条件のいずれかを満たすもの

イ 合併後存続し、又は合併によって設立された漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、その繰越欠損金の額が直近の二事業年度の当期利益金(これらの事業年度のうち合併の日の属する事業年度以前の事業年度の当期利益金にあつては、当該合併に係る漁業協同組合又は漁業協同組合連合会こと当期利益金の合計)の平均額の十倍を超えるものうち、経営改善のための計画を定め、委員会の認定を受けているもの

ロ イに掲げるもののほか、繰越欠損金の額が五千万円以上であり、当該繰越欠損金の額が直近の二事業年度の当期利益金の平均額の十倍を超える漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、経営改善のための計画を定め、委員会の認定を受けているもの

ハ イ又はロに掲げる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会以外の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、経営改善のための計画を定め、水産庁長官の認定を受けているもの

三 融資機関 水産業協同組合法第十一条第三号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合

○財務省告示第九号

農林水産省

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)別表第五第一号の2の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省告示第三十六号(株式会社日本政策金融公庫法別表第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件)の一部を次のように改正し、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 林 芳正

農林水産大臣 林 芳正

農林水産大臣 林 芳正